

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

種 類	①	②	③	④	⑤	取得	年	年 分	前年繰越額 又は本年税額 控除限度額	本年控除 可能額等	翌年繰越額 (20-21)
									⑩	⑪	⑫
資産区分	構造、用途又は設備の種類					取得に係る	年	平成 年分 (4年前)	円	円	外 円
	取得年月日	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平成 年分 (3年前)					外 円	
	事業の用に供した年月日	平 . . .	平 . . .	平 . . .	平成 年分 (2年前)						外
	取得価額又は製作価額		円	円	円			平成 年分 (前年)			
所得額の特別控除前年の計算	取得価額の合計額 (5の合計)	⑥			円	税額控除限度額の超過額	年	本 年 分	(8の金額)	(11の金額)	外
	同上のうち建物及びその附属設備に係る額	⑦						合 計			
	税額控除限度額 (6-7) × 15/100 + 7 × 8/100	⑧						年 分	前年繰越額	本年控除 可能額等	翌年繰越額 (23-24)
	調整前事業所得税額	⑨							⑩	⑪	⑫
	本年税額基準額 (9 × 20/100)	⑩						平成 年分 (4年前)	円	円	外 円
	本年税額控除可能額 (8と10のうち少ない金額)	⑪						平成 年分 (3年前)			
	所得税額超過構成額	⑫						平成 年分 (2年前)			外
	本年税額控除額 (11-12)	⑬						平成 年分 (前年)			
	差引本年税額基準額残額 (10-11)	⑭						計			外
	繰越税額控除限度超過額 (26の計)	⑮						年 分	前年繰越額 又は本年税額 控除限度額	本年控除 可能額等	
同上のうち本年繰越 税額控除可能額 (14と15のうち少ない金額)	⑯					⑰	⑱	⑲			
所得税額超過構成額	⑰					平成 年分 (4年前)	円	円	外 円		
本年繰越税額控除額 (16-17)	⑱				平成 年分 (3年前)			外 円			
所得税額の特別控除額 (13+18)	⑲				平成 年分 (2年前)				外		
					平成 年分 (前年)			外			
					計		(16の金額)				
					本 年 分	(8の金額)	(11の金額)	外			
					合 計						

(平成22年分以降降用)

設備等の概要

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成24年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の4第3項及び第4項に規定する沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、次に掲げる年分において、所得税額がないためその後の年分に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければならないので、ご注意ください。

- ① 経営革新設備等を事業の用に供した年分（供用年）
- ② 供用年後の繰越税額控除限度超過額がある年分

1 記載要領

- (1) 「①」欄及び「②」欄には、経営革新設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類の名称を記載します。
- (2) 「⑤」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（平成25年改正前の措法41の19の5）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

（注）平成27年分以前においてこの特別控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を旧措法第10条の4第3項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

- (4) 「⑫」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉑」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「㉒（又は㉓、㉔）」の「計」までの各欄には、前年分のこの明細書の「㉒（又は㉓、㉔）」の金額を記載します。
- (7) 「㉒（又は㉓、㉔）」の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「計」及び「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- (8) 「㉕」～「㉖」の各欄は、平成19年改正前の租税特別措置法施行令第5条の7第4項に規定するリース契約が平成20年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。
- (9) 「設備等の概要」欄には、設備等が経営革新設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の4、平成24年措法等改正法附則第7条